

市営中央町駐車場の回数駐車券の払戻しについて

払戻し方法

■口座振込による払戻し

申請場所	北九州市建築都市局都市交通政策課（郵送でも可）
申請方法	申請書、請求書（要押印）に必要事項を記入の上、回数駐車券、通帳の写しを添えて提出
申請期間	平成30年6月12日～令和6年3月31日
問合せ先	北九州市建築都市局都市交通政策課（TEL 582-2518） 〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1

払戻し金の計算方法

$$\text{払戻し額} = \frac{\text{回数駐車券の販売価格}}{\text{回数駐車券の販売枚数}} \times \text{残存枚数}$$

※販売価格と販売枚数から1枚あたりの単価を算出し、単価に残存枚数を乗じて円単位で切り上げます。券面額ではありませんので、ご注意ください。

※振込手数料は、都市交通政策課が負担します。

注意事項

- 平成31年3月31日以降は、現金による払戻しはできません。
- 回数駐車券の払戻しができるのは市営中央町駐車場のみです。他の市営駐車場の回数駐車券は、払戻しできません。
- 他の市営駐車場で中央町駐車場の回数駐車券は利用できません。
- ご不明な点は、都市交通政策課（TEL 582-2518）にお尋ねください。